

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県教育委員会の保有する個人情報
の保護等に関する規則の一部を改正する規則
(教委・総務課)

告示

(教委・総務課)

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 (東部振興)

○特定非営利活動法人の設立に係る告示 (〃〃)

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 (西部振興)

○公文書の開示の実施状況の公表 (県政情報センター)

○平成二十一年度埼玉県・本庄市総合防災訓練会場(第三十回八

都県市合同防災訓練埼玉県会場)設営、撤去及び運営業務委託に関する入札公告
(消防防災課)

○大規模小売店舗の変更に関する告示 (商業支援課)

五	○大規模小売店舗の変更に関する告示 (商業支援課)	八	○川越都市計画用途地域の変更 (都市計画課)	八	○草加都市計画道路の変更 (都市計画課)	八	○県道秩父荒川線の区域の変更 (秩父県土)
四	○消防防災課	七	○道路街路課	七	○深谷都市計画道路の変更 (〃〃)	八	○県道松戸草加線の供用の開始 (越谷県土)
三	○県政情報センター	七	○測量法に基づく基本測量の実施 (用地課)	七	○川越都市計画事業川島インターチェンジ(仮称)北側地区土地区画整理事業の換地処分 (市街地整備課)	八	○開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)
三	○公文書の開示の実施状況の公表	七	○測量法に基づく公共測量の終了 (建設管理課)	六	○県立学校間ネットワークシステムに係るインターネット通信回線の提供に関する落札者等の公示 (高校教育指導課)	八	○熊谷建築安全センター
二	○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 (東部振興)	六	○測量法に基づく公共測量の終了 (建設管理課)	六	○県立大宮高等学校外二十二校コンピュータ教室用機器等貸借に関する落札者等の公示 (〃〃)	八	○越谷建築安全センター
二	○特定非営利活動法人の設立に係る告示 (〃〃)	六	○建設業法第二十九条の二第一項の規定に基づく取消処分 (〃〃)	六	○教務事務システム開発業務委託に関する落札者等の公示 (〃〃)	九	○公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定 (選挙委)
一	○埼玉県教育委員会の保有する個人情報 の保護等に関する規則の一部を改正する規則 (教委・総務課)	六	○測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)	九	○県道西平小川線の区域の変更 (東松山県土)	九	○公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定取消し (〃〃)
		七	○測量法に基づく基本測量の実施 (用地課)	七	○県道ときがわ坂戸線の区域の変更 (〃〃)	九	
		七	○都市計画事業の事業認可 (道路街路課)	七			
		七	○測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)	七			
		七	○都市計画事業の事業認可 (道路街路課)	七			
		七	○測量法に基づく基本測量の実施 (用地課)	七			
		七	○測量法に基づく公共測量の終了 (建設管理課)	六			
		六	○建設業法第二十九条の二第一項の規定に基づく取消処分 (〃〃)	六			
		六	○測量法に基づく公共測量の終了 (建設管理課)	六			
		六	○測量法に基づく公共測量の終了 (建設管理課)	六			
		六	○建設業法第二十九条の二第一項の規定に基づく取消処分 (〃〃)	六			
		六	○教務事務システム開発業務委託に関する落札者等の公示 (〃〃)	九			
		九	○県道西平小川線の区域の変更 (東松山県土)	九			
		九	○県道ときがわ坂戸線の区域の変更 (〃〃)	九			

規則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 石川 正夫

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十七年埼玉県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表公立高等学校教員採用選考試験(二次)の項試験等の欄中「公立高等学校教員採用選考試験」を「公立高等学校教員採用選考試験」に改め、同項項目の欄中「不合格者の」を「筆答試験の試験別得点、実技試験及び面接試験の得点並びに」に改め、同表公立高等学校教員採用選考試験(二次)の項試験等の欄中「公立高等学校教員採用選考試験」を「公立高等学校教員採用選考試験」に改め、同項項目の欄中「総合評価」を「筆答試験、総合読解、英語による面接及び模擬授業の得点、面接試験の合計得点並びに総合評価」に改め、同表公立小・中学校等教員採用選考試験(二次)の項項目の欄中「総合評価」を「論文試験及び実技試験の得点、面接試験の合計得点並びに総合評価」に改め、同表埼玉県立養護学校さいたま桜高等学園・羽生ふじ高等学園入学選考の項試験等の欄中「埼玉県立養護学校さいたま桜高等学園・羽生ふじ高等学園入学選考」を「埼玉県立特別支援学校さいたま桜高等学園・羽生ふじ高等学園入学選考」に改め、同表埼玉県立川越養護学校川越たかしな分校・三郷養護学校草加分校・大宮北養護学校さいたま西分校入学選考の項試験等の欄中「埼玉県立川越養護学校川越たかしな分校・三郷養護学校草加分校・大宮北養護学校さいたま西分校入学選考」を「埼玉県立川越特別支援学校川越たかしな分校・三郷特別支援学校草加分校・大宮北特別支援学校さいたま西分校入学選考」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第九百十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定

非営利活動法人から、次のとおり申請書

が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用してする方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みさと生涯学習ネットワーク

三 代表者の氏名

水野 守久

四 主たる事務所の所在地

埼玉県三郷市彦成三丁目十番十五

八〇四号

五 定款に記載された目的

本法人は、学ぶという意志を持った

市民に対して、学んでいける場の提

供、情報の提供、コミュニケーション

のきっかけづくり等の支援を行い、地

域社会の発展に寄与することを目的と

する。

定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並

びに当該定款の変更の日の属する事業年

度及び翌事業年度の事業計画書及び収支

予算書を申請のあった日から二月間、県

民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東

部地域振興センターにおいて備え置く方

法並びにインターネットを利用してする方法

(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦

覧に供する。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人総合福祉センタ

Take

三 代表者の氏名

太田 元治

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市大字花田七百十八

四

十四

五 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者に対して、

在宅福祉に関する事業を行い、障害者

福祉に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により

埼玉県告示第九百十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人障害者と共生きる会あしたば

三 代表者の氏名

齋藤 秀子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市米島九百十五番地二十六

五 定款に記載された目的

この法人は、障害児者とその家族の生活環境の改善に努め、障害をもつ子

供たちの健全な発達に尽くすことを目的とする。

埼玉県告示第九百十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉環境カウンセラー協会

三 代表者の氏名

上領園子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市小手指町一丁目四十二番地の二十四

五 定款に記載された目的

この法人は、現在の地球環境は、温暖化、酸性雨、オゾンホールの問題など、悪化の一途をたどっていると認識し、この状況を改善し、人類をはじめとする多くの動植物が安心して住むこ

とのできる「美しい空」、「清い水」そして「緑の大地」のある地球環境を展望し、市民、事業者及び行政機関のパートナーシップの形成に努め、環境保全活動を推進することを目的とする。

埼玉県告示第九百二十号

埼玉県情報公開条例(平成十二年埼玉県条例第七十七号)第三十二条の規定により、平成二十年度の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県知事 上田清司

実施機関	受付区分	受付件数		平成20年度開示部分開示	平成20年度不開示	取下げ	計	平成21年3月末現在未処理件数		
		請求	申出							
知事	計	9,125	881	10,006	2,475	6,814	491	54	9,834	172
		0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	計	776	8	784	172	465	73	14	724	60
		1	0	1	1	0	0	0	1	0
選挙管理委員会	計	1,451	0	1,451	672	473	306	0	1,451	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	計	1,451	0	1,451	672	473	306	0	1,451	0
		17	0	17	4	6	6	1	17	0
計	計	9,125	881	10,006	2,475	6,814	491	54	9,834	172
		0	0	0	0	0	0	0	0	0

監査委員	請求	26	0	26	5	11	10	0	26	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		26	0	26	5	11	10	0	26	0
労働委員会	請求	4	0	4	2	0	2	0	4	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		4	0	4	2	0	2	0	4	0
収用委員会	請求	4	0	4	1	0	3	0	4	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		4	0	4	1	0	3	0	4	0
内水面漁場管理委員会	請求	4	0	4	0	0	4	0	4	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		4	0	4	0	0	4	0	4	0
営業者	請求	44	0	44	9	25	8	2	44	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		44	0	44	9	25	8	2	44	0
病院事業者	請求	22	0	22	7	13	2	0	22	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		22	0	22	7	13	2	0	22	0
公安委員会	請求	31	1	32	8	1	17	0	26	6
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		31	1	32	8	1	17	0	26	6
警察本部長	請求	2,235	34	2,269	221	1,948	58	3	2,230	39
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		2,235	34	2,269	221	1,948	58	3	2,230	39
合計	請求	13,739	924	14,663	3,576	9,756	980	74	14,386	277
	申出	1	0	1	1	0	0	0	1	0
計		13,740	924	14,664	3,577	9,756	980	74	14,387	277

注1 「請求」とは埼玉県情報公開条例第7条に規定するものからの請求をいい、「申出」とは同条例第21条第1項に規定するものからの申出をいう。

注2 件数は、公文書の件数である。

埼玉県告示第211号
 次のとおり一環競争入札に付する。
 平成二十一年六月二十日

埼玉県長 田 野 臣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

平成21年度埼玉県・本庄市総合防災訓練会場(第30回八都県市合同防災訓練埼玉県会場) 設営、撤去及び運営業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成21年9月4日(金)まで

(4) 履行場所

埼玉県危機管理防災部消防防災課が指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一環競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 国又は国内の地方公共団体が実施した総合防災訓練に係る類似の業務を受託

し、完了した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理
防災部消防防災課応急対策・訓練担当 電話048-830-3171 (直通)

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成21年7月7日(火)まで上記(1)の交付場所において交
付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県本庄市北堀433 本庄総合公園体育館

イ 日時

平成21年7月7日(火) 午後1時

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県庁第2庁舎3階 災害情報連絡室

イ 日時

平成21年7月15日(水) 午前10時

(5) 郵送による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

埼玉県危機管理防災部消防防災課応急対策・訓練担当

イ 受領期限

平成21年7月14日(火)

ウ 提出方法

書留郵便によること。

(6) 入札の方法について

入札に参加する者が一人であっても、入札を執行する。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に、入札保証金の率(100分の5以上)を
乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉

規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場
合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた
額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する
場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を
所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければなら
ない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場
合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、入札書を指定の日時及び場所に提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格
をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受
注者に支払うものとする。

(8) その他詳細は、入札説明書による。



埼玉県知事 鈴木 寛 様

大規模心電図検査実施業務(平成十一年法律第九十一号)第六十条第二項の規定による

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により
公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠川越店

川越市大字松郷字関下町九百二十六番一 外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 六一三台

(変更後) 位置 図面省略 六七三台

駐車場の出入口の位置及び数

(変更前) 位置 図面省略 六箇所

(変更後) 位置 図面省略 七箇所

ハ 変更年月日

平成二十二年二月十八日

ニ 届出年月日

平成二十一年六月十七日

二 縦覧期間

平成二十一年六月二十六日から平成二十一年十月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の
地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年六月二十六日から平成二十一年十月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九
十五号)第四十八条第九項において準用
する同法第十条第一項の規定及び第三十
条第二項の規定により、次の土地改良区
の土地改良事業(維持管理事業)計画の
変更及び当該計画の変更に伴う定款の変
更を平成二十一年六月二十二日それぞれ
認可した。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

美里第二土地改良区

二 事務所所在地

児玉郡美里町

~~~~~

埼玉県告示第九百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九  
十五号)第四十八条第九項において準用  
する同法第十条第一項の規定により、次  
の土地改良区の土地改良事業(維持管理  
事業)計画の変更を平成二十一年六月二  
十二日認可した。

~~~~~

埼玉県告示第九百二十六号

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十九条の二第
一項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次の
とおり公告する。

平成二十一年六月二十六日

一 処分をした年月日

埼玉県知事 上田清司

十二日認可した。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

入西北部土地改良区

二 事務所所在地

坂戸市

~~~~~

埼玉県告示第九百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九  
十五号)第四十八条第九項において準用  
する同法第十条第一項の規定により、次  
の土地改良区の土地改良事業(維持管理  
事業)計画の変更を平成二十一年六月二  
十二日認可した。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

株木用水土地改良区

二 事務所所在地

坂戸市

平成二十一年六月九日  
 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

| 商号又は名称     | 主たる営業所の所在地           | 代表者の氏名 | 許可番号                        |
|------------|----------------------|--------|-----------------------------|
| 株式会社アート美建  | 埼玉県上尾市柏座一丁目十番三十一六十九号 | 岩井利久   | 埼玉県知事許可<br>(般一八)<br>第六〇八三六号 |
| そうたく建設株式会社 | 埼玉県川口市北園町二番十一号       | 相澤一幸   | 埼玉県知事許可<br>(般一八)<br>第六〇九四八号 |
| 株式会社丸力建設   | 埼玉県八潮市中央三丁目四番地二号     | 鏡世津美   | 埼玉県知事許可<br>(般一八)<br>第一一四九二号 |
| 有限会社柴田建装   | 埼玉県川口市幸町二丁目十一番十二号    | 柴田章利   | 埼玉県知事許可<br>(般一八)<br>第六〇七七〇号 |
| 実業工業株式会社   | 所沢市北原町千三百八十五番地の八     | 野尻祥子   | 埼玉県知事許可<br>(般一八)<br>第六一〇八二号 |

三 処分の内容  
 法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可(一般建設業の許可)の取消し  
 四 処分の原因となった事実

平成二十一年埼玉県告示第六百九十号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。

埼玉県告示第九百二十七号

平成二十一年埼玉県告示第三百七十八号で公示した公共測量(一級基準点ナンパー十四復旧)は、平成二十一年三月二十八号)第三十九条において準用する同法

十七日終了した旨測量計画機関の長である越谷市長板川文夫から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法

第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年六月二十六日  
 埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第九百二十八号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年六月二十六日  
 埼玉県知事 上田清司

- 一 作業種別  
 基本測量(基盤地図情報整備業務)
- 二 作業期間  
 平成二十一年七月二十四日から平成二十二年三月二十六日まで
- 三 作業地域  
 本庄市、鴻巣市、鳩ヶ谷市、北本市、富士見市、幸手市、三芳町、滑川町、美里町、寄居町

埼玉県告示第九百二十九号

測量計画機関の長である伊奈町長野川和好から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県知事 上田清司  
 一 測量計画機関  
 伊奈町

- 二 作業種別  
 公共測量(二・三級基準点測量(道路台帳作成))
- 三 作業地域  
 伊奈町大字小針新宿・寿地内
- 四 作業期間  
 平成二十一年七月一日から平成二十二年三月二十六日まで

埼玉県告示第九百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 平成二十一年六月二十六日  
 埼玉県知事 上田清司
- 一 施行者の名称  
 入間市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
 入間都市計画道路事業三・四・二十中神狭山台線
- 三 事業施行期間  
 平成二十一年六月二十六日から平成二十六年三月三十一日まで
- 四 事業地  
 イ 収用の部分  
 埼玉県入間市宮寺字宮ノ台、宮野

及び宮野新田地内  
ロ 使用の部分  
なし

埼玉県告示第九百三十一号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

一 施行者の名称  
和光市

二 都市計画事業の種類及び名称  
和光都市計画道路事業三・四・四諏

訪越四ツ木線

三 事業施行期間  
平成二十一年六月二十六日から平成

二十四年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分  
埼玉県和光市丸山台三丁目、下新

倉二丁目地内

ロ 使用の部分  
なし

埼玉県告示第九百三十二号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十一条第二項において準用する

同法第十八条第一項の規定により、川越都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第九百三十三号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、草加都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第九百三十四号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、深谷都市計画道路を変更した。  
なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第九百三十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第一項の規定による川越都市計画事業川島インターチェンジ(仮称)北側地区土地区画整理事業について換地処分があつたので、公告する。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第九百三十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

1 購入等件名及び数量  
県立学校間ネットワークシステムに係るインターネット通信回線の提供一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日  
平成21年6月3日

4 落札者の氏名及び住所  
KDDI株式会社 東京都新宿区西新宿2丁目3番2号

5 落札金額  
7,445,623円

6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 入札の公告を行った日  
平成21年4月7日

埼玉県告示第九百三十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

1 購入等件名及び数量  
県立大宮高等学校外22校コンピュータ教室用機器等賃貸借一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日  
平成21年6月16日

4 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2丁目15番12号

5 落札金額  
192,045,000円

6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 入札の公告を行った日



平成21年4月7日

埼玉県知事 上田 清 司

いたま市浦和区高砂3丁目15番1号

37,779,000円

埼玉県告示第九百三十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年六月二十六日

- |                                 |                                                                |                           |                                                         |        |                           |                            |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------|---------------------------------------------------------|--------|---------------------------|----------------------------|
| 1 購入等件名及び数量<br>教務事務システム開発業務委託一式 | 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地<br>埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当 埼玉県さ | 3 落札者を決定した日<br>平成21年6月16日 | 4 落札者の氏名及び住所<br>エフソニック・コミュニケーションズ株式会社 東京都新宿区西新宿6丁目24番1号 | 5 落札金額 | 6 契約の相手方を決定した手続<br>一般競争入札 | 7 入札の公告を行った日<br>平成21年4月28日 |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------|---------------------------------------------------------|--------|---------------------------|----------------------------|

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年六月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉田 耕三

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| 一 道路の種類<br>県道 | 二 道路の区域<br>西平小川線 |
|---------------|------------------|

| 旧新別 | 区 間                                               | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備 考            |
|-----|---------------------------------------------------|-----------------|--------------|----------------|
| 旧   | 比企郡ときがわ町大字西平字以後ケ谷二五三番一地从先から同郡同町大字西平字以後ケ谷二五四六番地先まで | 七・〇〇～<br>一九・四〇  | 四九六・〇〇       | 地方特定道路（改築）整備工事 |
| 新   |                                                   | 一一・九〇～<br>三六・〇〇 |              |                |

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年六月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉田 耕三

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| 一 道路の種類<br>県道 | 二 道路の区域<br>ときがわ坂戸線 |
|---------------|--------------------|

| 旧新別 | 区                                           | 間 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考                   |
|-----|---------------------------------------------|---|-----------------|--------------|----------------------|
| 新   | 比企郡鳩山町大字赤沼字峯二四〇〇番地先から同郡同町大字赤沼字四反田二四三九番四地先まで |   | 八・六八〇<br>一一・〇八〇 | 四一・八九        | 地方特定道路(交通安全)整備工事による。 |
| 旧   |                                             |   | 九・九七〇<br>一一・二二一 |              |                      |

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年六月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 山木 幸夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 秩父荒川線
- 三 道路の区域

| 旧新別 | 区                                     | 間 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考                  |
|-----|---------------------------------------|---|------------------|--------------|---------------------|
| 新   | 秩父市久那字下大久保三四九番一地先から同市久那字北替戸一二五七番八地先まで |   | 一〇・八二〇<br>二四・八〇〇 | 七六〇・〇〇       | 交通安全施設(歩道)整備工事による拡幅 |
| 旧   |                                       |   | 一〇・八二〇<br>二四・八〇〇 |              |                     |

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年六月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

| 路線名   | 供用開始の区間                          | 供用開始の期日      | 備考                                                                                |
|-------|----------------------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 松戸草加線 | 三郷市高州三丁目四六五番地先から同市高州三丁目四五八番二地先まで | 平成二十一年六月二十六日 | 平成十四年六月七日付け埼玉県告示第一一一一号及び平成十六年三月二十三日埼玉県告示第五二四号で告示した道路区域の一部供用開始である。<br>延長一六一・二〇メートル |

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年六月二十六日  
埼玉県川越建築安全センター所長  
若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年五月十八日

指令川建セ第二二〇〇一二〇号

二 検査済証番号

平成二十一年六月十六日

第二二〇〇三一〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字新橋一―三

四―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市松山町二―九―四七

I・PLAZA301

平井 真理子

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十八号

三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年六月八日

指令川建セ第二二〇〇一五五二号

二 検査済証番号

平成二十一年六月十九日

第二二〇〇三四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字高谷字願所一二―四―二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字木部一九二―三七間 美枝

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年五月十八日

指令川建セ第二二〇〇一七〇号

二 検査済証番号

平成二十一年六月二十二日

指令川建セ第二二〇〇一四一四号

比企郡鳩山町大字泉井字日向四三―一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

平成二十一年六月二十二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百一十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県熊谷建築安全センター所長

新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年六月五日

指令熊建セ第二二〇〇五〇一五号

二 検査済証番号

平成二十一年六月十八日

熊建セ第百十四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字上種足字十六番

一 四二二番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字上種足一〇七〇番地

岡戸 敏治

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂卷 一男

一 許可番号

平成二十一年六月三日

指令越建セ第二二〇〇一四〇号

二 検査済証番号

平成二十一年六月十六日

第八三一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字上内字宿一〇六

五―四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷺宮町大字上内一二三六番

地一 プリムローズMYT一―二〇四

岩佐 啓介 岩佐 麻美

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十六号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの、公告する。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年五月二十九日

指令越建セ第二一〇〇一七〇号
二 検査済証番号
平成二十一年六月十八日
第八八一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字下栢間字在家二

二四一―三、二二四二―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡菖蒲町大字下栢間二二三八

―五
石井 浩一

埼玉県選管告示第八十五号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人至仁会 圏央所沢病院	所沢市東狭山ヶ丘四丁目二六九二番地一
病院	医療法人社団アンフルール 介護老人保健施設あさがお	さいたま市緑区大字大崎三三八五番地一

埼玉県選管告示第八十六号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による場合を含む。)の規定により次の施設につき、その指定を取り消した。

平成二十一年六月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人敬愛会 リハビリテーション天草病院	三郷市上彦名五九五番地一
病院	医療法人至仁会 吉川病院	所沢市若狭三丁目二五七〇番地二

老人ホーム	社会福祉法人キングス・ガーデン埼玉 川口キングス・ガーデン	川口市大字赤芝新田字道上五二五番地一
老人ホーム	社会福祉法人春の木会 特別養護老人ホームひなの杜	さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺五一番地一
老人ホーム	社会福祉法人名栗園 ケアセンター岩槻名栗園	さいたま市岩槻区諏訪三丁目二番地二号

発行日 毎週 火曜日・金曜日

購読料金 一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)

発行者 埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
〇四八―八二四―二二二一(代表)

印刷所 関東図書株式会社
さいたま市南区別所三一一一〇
〇四八―八六一―二九〇一(代表)

URL: <http://www.pref.saitama.lg.jp/A01>
http://BA00/kenpouhome/fr_top.htm